

南砺市伝統的建造物群保存地区保存審議会

令和5年3月28日(火) 午後2時30分～
南砺市役所401会議室

開会

会長あいさつ

審議事項

1. 令和5年度 現状変更案件について
 - (1) 菅沼 A家板倉 外壁復原及び戸前修景<資料1>
 - (2) 相倉 B家住宅 妻ガッシュウバリ取替について<資料2>
 - (3) 相倉 C家住宅 明かり窓改修について<資料3>

報告事項

1. 令和4年度 現状変更等実績報告<資料4>
2. その他
 - ・委員改選について(令和5年3月31日任期満了)

閉会

南砺市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員

委員数 10 人 任期 3 年（令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

区 分	役職	氏 名	所 属 等
学識経験者	会長	上野 幸夫	職藝学院教授 南砺市文化財保護審議委員
	副会長	永瀬 節治	和歌山大学准教授 南砺市五箇山景観審議会会長
	委員	松井 大輔	新潟大学准教授 南砺市五箇山景観審議会副会長
	委員	江田 攻	元京都市伝統建築保存・活用マネージャー
関係地域を代表する者	委員	南田 実	平地域づくり協議会 会長 南砺市五箇山景観審議会委員
	委員	真草嶺 信義	上平地域づくり協議会 会長 南砺市五箇山景観審議会委員
	委員	山崎 博司	相倉集落 区長 南砺市五箇山景観審議会委員
	委員	中島 慎一	菅沼集落 区長 越中五箇山菅沼集落保存顕彰会 会長 南砺市五箇山景観審議会委員
	委員	中谷 信治	相倉史跡保存顕彰会 会長
	委員	西 満	菅沼集落 区長代理 菅沼世界遺産保存組合 組合長
オブザーバー		吉田 学	富山県教育委員会生涯学習・文化財室長

【参考】南砺市伝統的建造物群保存地区保存条例 平成 16 年 11 月 1 日条例第 105 号
(審議会の設置等)

第 12 条 教育委員会に南砺市伝統的建造物群保存地区保存審議会を置く。

- 2 審議会は教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について教育委員会に建議する。
- 3 審議会の委員の定数は 10 人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3 年とする。
- 5 審議会に、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

菅沼 A家板倉 外壁復原・戸前修景について

1. 対象建物の概要

- ・地区 史跡指定地かつ伝建地区
- ・要素区分 史跡…本質的価値を構成する要素【A2】リストNo.「す17」
伝建…伝統的建造物 保存計画番号6-3
- ・用途 倉庫（板倉）
- ・構造形態 木造2階建て、切妻造り、板金葺き、妻入
- ・規模 建築面積 38.40 m²、床面積 64.36 m²、桁行4間強×梁間3間（戸前・下屋含む）
- ・沿革・経歴
昭和11年4月25日 新築（建物内の墨書より）、茅葺きだった
昭和30年代 屋根を板金葺きに変更
時期不詳 戸前整備、外壁板金張り、西側下屋増築



（参考）明治22年及び明治30年の家屋等取調・異動調に記載あるが、現況と規模・間取が異なり、本件建物は墨書記載のとおり昭和11年に新築したと考えられる。

明治22年	明治30年
	<p>明治22年と同一建物と考えられる。所在地428番（耕地整理により392番に変更）は現況建物と同じ。</p>

2. 令和5年度保存修理の概要

○破損状況

- ・軒支柱の不同沈下（沈下最大132mm）と屋根面の歪み
- ・西側軒廻りの破損

○修理・復原・修景の方針

- ・軒支柱の不同沈下修正及び対策
- ・屋根の修復
- ・外壁板金張りを撤去し板壁現しにする
- ・戸前を真壁造りで再建修景する

3. 現状変更の内容

①軒支柱の足元に独立基礎敷設

沈下対策としてRC独立基礎（600角程度、掘削深さ300mm程度）を地中敷設し天端に礎石を据えこれに軒支柱を立てる。

②主屋根の葺き仕様を「平葺き」から「AT葺き」にする

周囲の同区分の要素に倣う（K家土蔵、N家板倉、O家水車小屋）。

合掌造りの下屋等の屋根板金に「平葺き」が多く見られるが、雨漏り等経年劣化に伴う改修時に耐久性向上を図りAT葺きや立平葺きに変更しているケースが多く、今回もこれに倣う。

③外壁板金張りを撤去し、柱貫現しの既存の板壁を現しにする（下屋・戸前を除く）

板壁（倉部分は嵌め板、豎板張り混在）を現し、木部保護塗装（キシラデコール相当）を施す

④戸前は同規模で再建修景する

地中にRC基礎を敷設し、これに礎石・狭間石を据付け、土台を伏せ柱貫現しで内法貫下は豎板張り、内法貫上は嵌め板で再建する

出入口は正面西寄りの1か所だけに設け、入口建具は上部ササラ障子の板戸とする

屋根は板金葺きでAT葺きとする

4. 現状変更の取扱い

本件建物はA2要素（史跡の本質的価値を構成する要素）・伝統的建造物であるが、屋根（軒支柱を含む）は史跡指定前の昭和30年代に整備されているのでB2要素（本質的価値を構成する要素に準ずる要素）、戸前・西側下屋は整備時期不詳なのでC2要素（史跡の本質的価値の維持継承に資する要素）として考える。

○前項①について

A2要素の板倉本体、B2要素の軒支柱に与える影響はほとんどない。

ただし、宅地（A1要素）を300mm掘削するので、地下遺構の確認を踏まえて行うものとする。

○前項②について

板金仕様の変更は「現状維持」「復原」のいずれでもないが、いずれ茅葺屋根の復原により史跡の価値を高めるべきものと考え、基本原則（4）②（保存活用計画 p. 資83）の「将来の復原を前提とした仮設的・一時的改修」に該当すると考える。

○前項③について

A2要素の板倉本体の「復原」に該当する行為と考える。

○前項④について

C2要素の戸前の「修景」に該当する行為と考える。

なお、古写真に見られる戸前の、現場調査・痕跡等の科学的根拠に基づく復原については、所有者・集落意向・予算を踏まえその可能性を探る。



正面（南面）外観

- ・建築年 昭和11年4月25日
(室内壁板に墨書あり)

No. 2



東面外観

- ・軒の不同沈下顕著
- ・板倉本体の外壁は、1階の全面と2階妻側は貫に嵌め板、2階平側は貫に縦板張りであるが、全体に保護板金（角波トタン）が張られる
- ・近年整備の戸前は大壁造りの外壁角波トタン仕上げ

No. 3



北東外観

No.4



北西外観

No.5



西側軒廻り近景

・令和4年春の強風等により破損

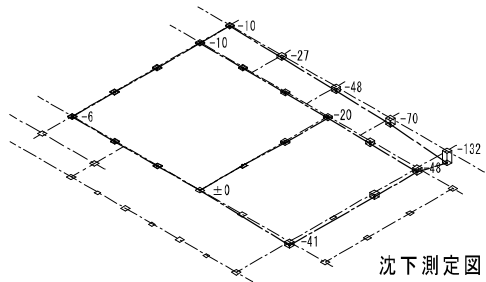
No.5



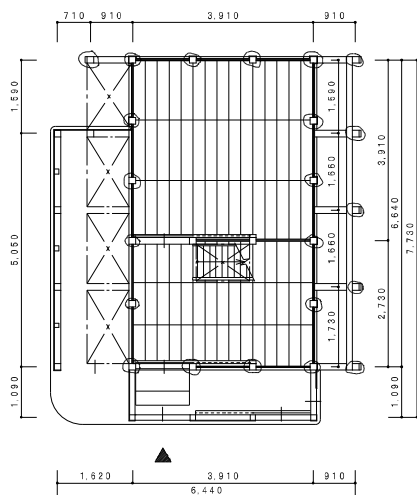
過去写真（昭和34年）

※小寺廉吉氏撮影

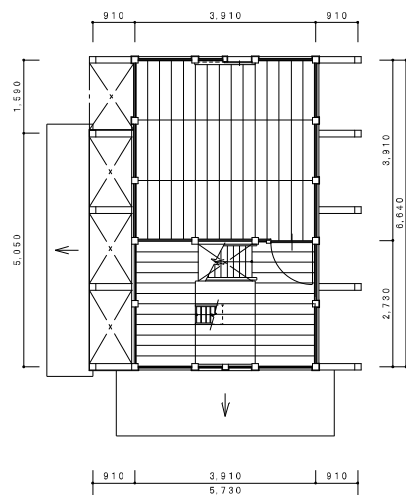
・昭和40年以前に、茅葺きから板金葺きに変えたという
・特に西側（写真左）の軒の出が大きく、軒下を物置利用していたことは現在も変わらない



沈下測定図



1階平面図



2階平面図

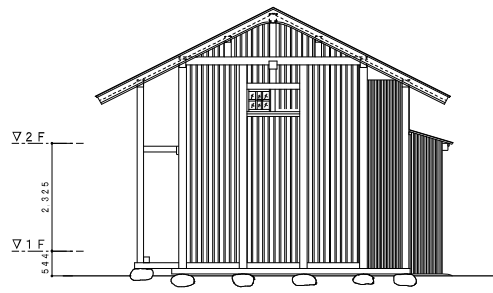
建物経歴

- 建築年 昭和11年4月25日 (室内装飾の調査より)
- 昭和34年頃は合衆映画であった (写真より)
- 昭和40年頃に茅葺から漆喰壁に変更 (保存活用計画より)
- 屋根不詳も、戸前及び下道を埋め立てている (写真裏との対比から)
- 詳細不詳も、屋根の葺き替えの跡が有り
- 2002年春の大規模により、瓦葺り葺きの漆喰壁・野地板が破壊破損に劣る

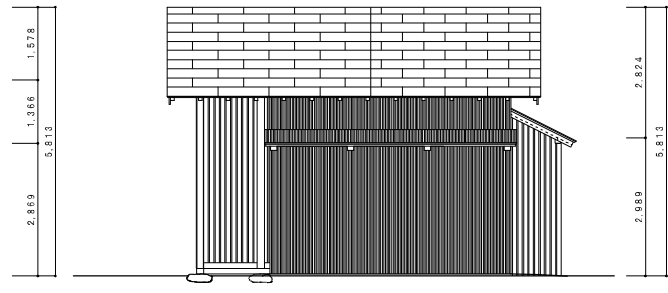
文化財の要素区分

- 史跡の本質的構成を構成する要素 (No. 17)
- 伝統地区における伝統的建築物 (No. 4-1)

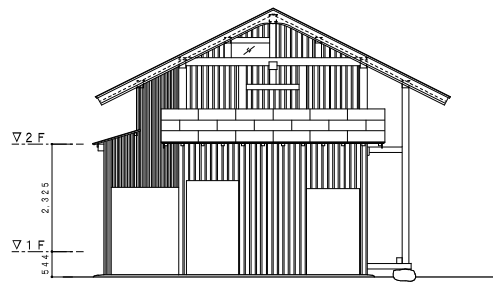
0 1 2 3 4 5



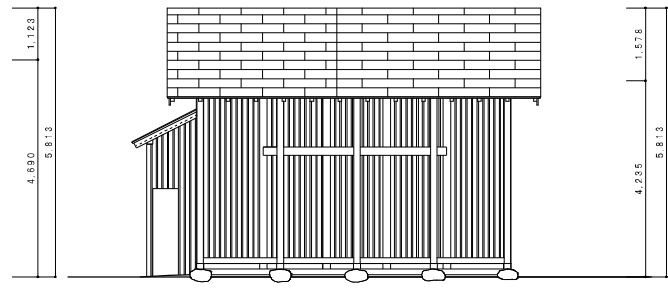
北側立面図



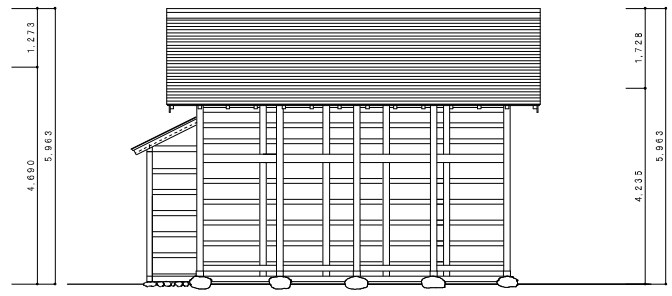
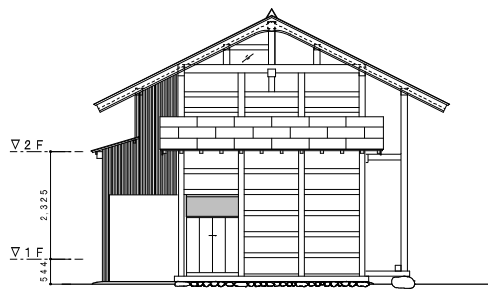
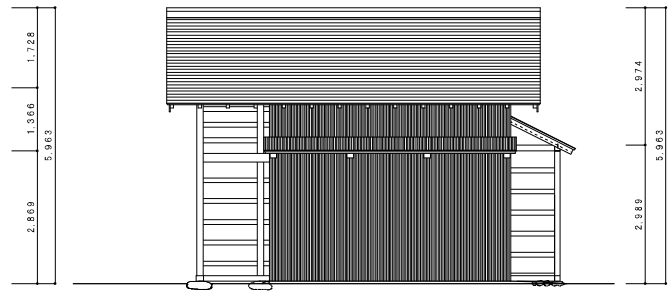
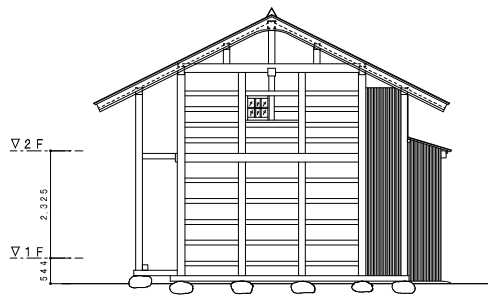
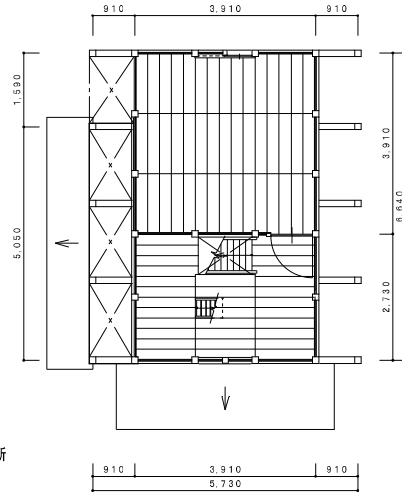
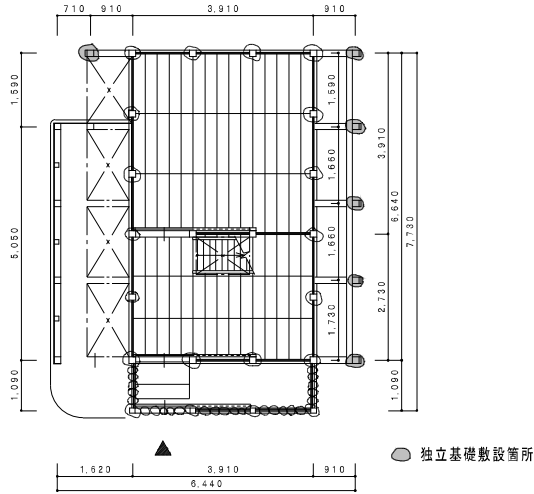
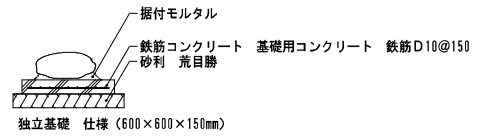
西側立面図



南側立面図



東側立面図



倉 倉 B家住宅 妻ガッシュウバリ取替について

1. 対象建物の概要

- ・ 地区 史跡指定地かつ伝建地区
- ・ 要素区分 史跡…本質的価値を構成する要素【A2】、
リストNo.「あ23-1」
伝建…伝統的建造物、保存計画番号23
- ・ 用途 住宅（住宅兼民宿）
- ・ 構造形態 木造平屋、合掌造り（茅葺・切妻）、平入
- ・ 規模 建築面積 192.90㎡、10×6間弱（下屋含）
- ・ 沿革・経歴



古写真（昭和30年代後半か） 右に見えるのが本件建物の北面

江戸末期 建築（1996・2020年保存活用計画の記録、1977年保存管理計画には明治4年とあり）

昭和40年頃 東面下屋と南面1.5間を改造増築

昭和45年頃 民宿を始め台所・便所を改造

昭和56年 修理（保存管理計画に記載、内容不詳）

平成10年 下屋増築

	<p>1996年保存管理計画掲載図</p>
	<p>2019年調査図</p>

2. 令和5年度保存修理の概要

○破損状況

- ・東面が前回葺替えから22年経過し経年劣化見られる
- ・妻ガッシュウバリ（南北両面とも）の虫害著しい



東側（道路側）の屋根は前回葺替えから22年経過（西側19年）



妻ガッシュウバリ（南側）



虫害著しい妻ガッシュウバリ（北側）近景

○修理の方針

- ・東面全面を葺替える
- ・妻ガッシュウバリ（南北両面とも）を健全な状態に復する

3. 現状変更の内容

(1) 茅葺き屋根（東面全面）を葺き替える

葺き材料は相倉産のカリヤスを使用し、五箇山相倉の技法・形態・意匠により葺替える。

(2) 南北両面の妻ガッシュウバリ（アマ）を部分再利用し新材を継ぐか全体を新材に取り替える

可能な限り健全な部分は生かし新材を継ぐ方法により復旧する。全体が再利用困難と判断された場合は新材に取り替え旧材は保存する。

当該材（赤枠表示）の修理は、合掌妻面の部分（赤点線範囲）解体により行う。

解体箇所の各部位の仕様と材料は可能な限り維持し再利用するが、建て込みにかかる物理的な制約があるため妻ガッシュウバリ（アマ）に関する以下の仕様を変更する。

イ 妻ガッシュウバリ（アマ）は継ぐ（金輪継ぎ、あるいは追掛け大栓継ぎによる）

ロ 妻ガッシュウバリ（アマ）の下部柱（6箇所）との取り合い（ホゾ差・正面メンタ残し）は、新材となる妻ガッシュウバリ（アマ）の下端のホゾ穴を調整し金物を併用し留め付ける

ハ 上部柱（4箇所）との取り合いについて、旧仕様であるホゾ差が困難なので、既存の上部柱は取外し保存し、新材はヤトイと金物を使用して留め付ける。



北面概観

4. 現状変更の取扱い

本件建物はA2要素（史跡の本質的価値を構成する要素）・伝統的建造物である。

○前項（1）について

旧来通り葺き替えるものであり文化財価値に与える影響はない。

※現在、葺き替えについての現状変更許可申請は行っていない。

○前項（2）について

「現状維持」「復原」のいずれにもあたらないが、基本原則（4）②（保存活用計画 p. 資83）の「将来の復原を前提とした仮設的・一時的改修」「将来の復原を前提とした解体保存・取外保存」に該当すると考える。

※将来、合掌組を解体再建するときは、旧材を使って本来仕様にて修復する。

以上

相倉 C家住宅 明かり窓改修について

1. 対象建物の概要

- ・ 地区 史跡指定地かつ伝建地区
- ・ 要素区分 史跡…本質的価値を構成する要素【A2】、
リストNo.「あ27-1」
伝建…伝統的建造物、保存計画番号27-1
- ・ 用途 住宅（住宅兼民宿・公開施設）
- ・ 構造形態 木造平屋、合掌造り（茅葺・切妻）、平入
- ・ 規模 建築面積 241.99 m²、12×6間（下屋含）
- ・ 沿革・経歴



西面外観

明治初期 新築（保存管理計画<1996>と保存活用計画<2020>の記述。相倉の合掌造り<1994>には明治初年、保存管理計画<1977>には明治11年とそれぞれ記述あり）

昭和初年までに 中畑より移築（相倉の合掌造り<1994>、平村史より）

昭和前期 西側屋根を切上（下屋鉄板葺き）

昭和42年 民宿を始め、風呂・台所を改造

昭和54年 下屋（北側）の屋根修理

平成9年 便所・風呂を改修

平成30年 西面下屋（台所）を改修（本会審議事項）

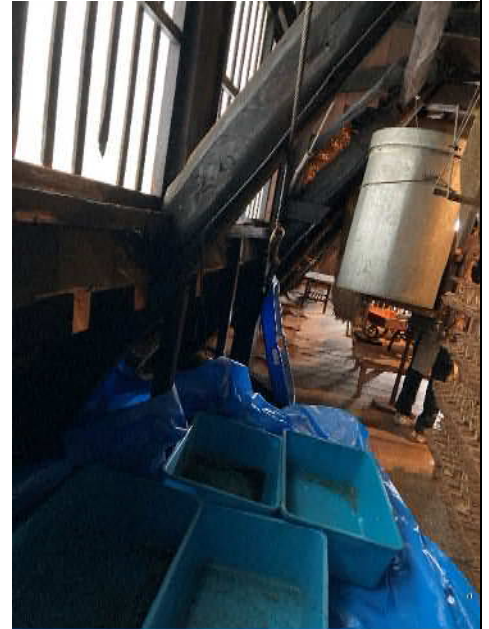
	<p>1996年保存管理計画掲載図</p>
	<p>2019年調査図</p>

2. 破損状況（令和5年度保存修理の目的）

- ①西面南寄り（前頁写真赤線範囲）が前回葺替えから17年経過し経年劣化が見られる
- ②西側屋根面の明かり窓の庇が雨漏りを起こしている
- ③明かり窓の支柱の沈み込みにより建具開閉が難しくなっている、建具の傷みもある
- ④両妻面の窓庇の葺き板が劣化している



- ・明かり窓の庇屋根板金の劣化等により雨漏りが生じている
- ・中央柱の沈み込みが見られる



- ・室内の雨漏り対応状況
- ・建具は栈欠損など劣化著しい
- ・中央柱はガッシュウ（叉首）上面に留め付けられている



北側合掌妻面の窓庇の葺き板の劣化



南側合掌妻面の窓庇の葺き板の劣化

3. 保存修理と現状変更の内容

(1) 茅葺き屋根（西面南寄り）を葺き替える

葺き材料は相倉産のカリヤスを使用し、五箇山相倉の技法・形態・意匠により葺替える。

(2) 明かり窓の庇屋根を葺き替える

錆や捲れなどの劣化が見られる既存屋根板金を撤去処分し、新たに板金を葺き替える。雪止めを必要とする箇所では、既存の板金葺き仕様（平葺き）では、雪止めにかや等のゴミが溜まり、板金の劣化を早め、また嵌合部分からの雨漏りを来す。そのため雪止め箇所でもゴミが溜まっても雨漏りの可能性が低い立平葺きの仕様に変更する。雪止めは旧来通り取付ける。

なお、既存板金葺き仕様については記録保存を行う。



明かり窓庇屋根 近景

(3) 明かり窓の基本構造部分を改修する

支柱はガッシュョウ（叉首）上面に突付けで取り付くが、ここの仕様に沈み込みの原因があると考えられるので、支柱を大入れ又はホゾ差あるいはこれの併用により沈み込みが生じない仕様に変更する。これに伴い、明かり窓を部分解体し再建する。明かり窓を構成する既存材は必要に応じて繕い、可能な限り再利用する。現状については記録保存し、再用困難と判断された材料は材料保管の上、新材に取り替える。建具は可能な限り既存材を再利用して制作する。



明かり窓庇屋根 屋内（新材は所有者 DIY による雨漏り対策）

(4) 明かり窓の建具（ササラ戸）を修理する

建具は可能な限り既存材を再利用して制作する。

(5) 南北合掌妻面の窓庇の葺き板を修理する

経年劣化による葺き板の劣化であり、現状仕様・材種・材寸により修理する。

4. 現状変更の取扱い

本件建物はA2要素（史跡の本質的価値を構成する要素）・伝統的建造物であり、前項（1）～（4）について、以下のとおり取り扱う

（1）茅葺き替えについて

旧来通り葺き替えるものであり文化財価値に与える影響はない。

※葺き替えについては現状変更許可申請を行っていない。

（2）明かり窓庇屋根葺き仕様の変更

屋根板金の葺き仕様の変更（平葺き⇒立平葺き）は、機能上の弱点を修正するもので、「現状維持」「復原」のいずれにもあたらないが、既存板金葺き仕様を記録保存することから、基本原則（4）②（保存活用計画 p. 資 83）の「将来の復原を前提とした仮設的・一時的改修」に該当する取組みと考える。

（3）明かり窓の支柱のガッシュウ取り合い部分の変更

本件は構造上の弱点を修正するもので、「現状維持」「復原」のいずれにもあたらないが、記録保存・材料保管を踏まえて行うものであることから、基本原則（4）②（保存活用計画 p. 資 83）の「将来の復原を前提とした解体保存・取外保存」に該当する取組みと考える。

（4）明かり窓の建具（ササラ戸）の修理

現状維持の取組みであり文化財価値に与える影響は軽微である。

（5）妻面の窓庇葺き板の修理

現状維持の取組みであり文化財価値に与える影響は軽微である。

以上



南側妻面窓庇屋根葺き板修理箇所

ガッショウ

クギサ

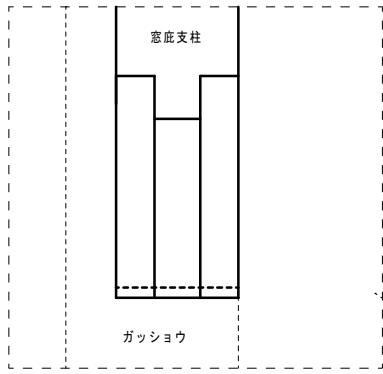
茅

ヤチカ

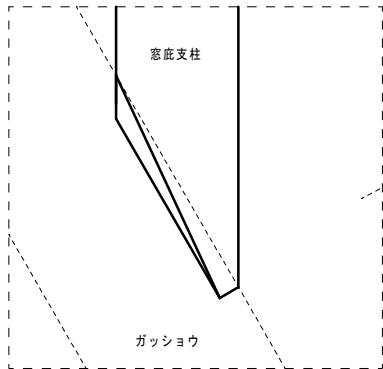
窓庇支柱

支柱仕口現状 (突付け)

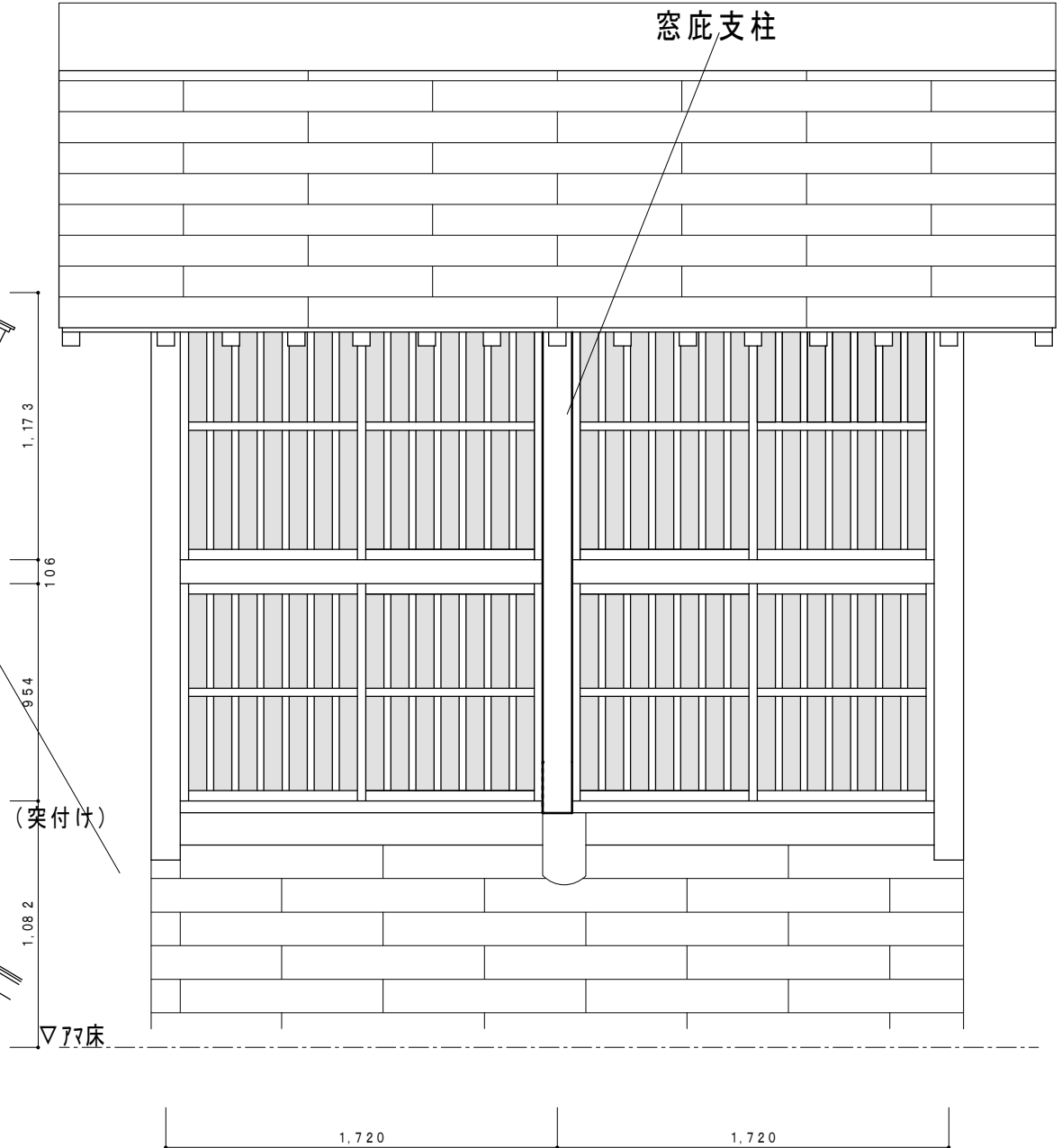
窓庇支柱



支柱仕口計画図 (室内側)



支柱仕口計画図 (建具通り)



同右 概要図 (断面図)

相倉 C家住宅 屋根明かり窓 概要図 (外部側)

史跡現状変更許可実績一覧

年度	no	集落	申請者	申請日	許可日	許可者	種類	史跡区分	概要	内容
r04	1	菅沼	N家住宅	'22. 4. 11	'22. 5. 20	文化庁長官	建築物	A 2	合掌妻壁修景	板金張りで景観を損ねている西側合掌妻壁を、既存板金壁を残したまま木板張りで修景するもの。
r04	2	相倉	I家(旧山本家)住宅	'22. 7. 14	'22. 7. 14	市教育長	土地利用	B 1	私有地舗装	西側私有地の舗装整備(駐車利用)。
r04	3	相倉	I家(旧山本家)住宅	'22. 7. 14	'22. 9. 9	文化庁長官	土地利用	A 1	法面整備	南側法面の崩落土除去と法面整備を行い、もって家屋と家人の安全を確保する。
r04	4	相倉	Z家住宅	'22. 11. 4	'22. 11. 4	市教育長	工作物	C 3	融雪池工作物の埋設と舗装整備	西側のコンクリート造の融雪池工作物は近年のもので景観をやや損ねているのでこれを埋設し、かつ機械除雪の利便を図りもって建物保護に資するよう該当地を舗装整備する。

令和4年度 現状変更許可実績 写真

1 菅沼 N家住宅 妻壁修景



2 相倉 I家 (八平<旧山本家>)住宅 私有地舗装



3 相倉 I家 (八平<旧山本家>)住宅 法面整備



4 相倉 Z家住宅 敷地整備

